

焼津市

いじめ防止等のための基本的な方針

平成27年2月
焼津市・焼津市教育委員会
(令和4年4月改定)

目 次

目 次	1
はじめに	3
第1 焼津市の生徒指導についての考え方	
1 居場所づくり・絆づくり・心づくり	4
2 組織的な生徒指導体制の構築	4
3 未然防止のための計画的な取組	4
第2 いじめ対応の基本的な考え	
1 基本的な考え方	4
2 いじめ対応の基本認識	5
(1) 未然防止	5
(2) 早期発見	5
(3) 早期対応	5
(4) 組織的対応	5
3 いじめの定義	5
(1) いじめを捉える視点	5
(2) 具体的ないじめの態様(例)	6
第3 基本方針の策定と組織等の設置	
1 市及び教育委員会が実施する内容	6
(1) 焼津市基本方針の策定	6
(2) 組織の設置	7
2 学校が実施する内容	8
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2) 学校いじめ問題対策委員会の設置	8
第4 いじめ防止等のための対策	
1 いじめの未然防止	9
(1) 市及び教育委員会が実施すること	9
(2) 学校が実施すること	9
2 いじめの早期発見・早期対応	10
(1) 基本的な考え方	10
(2) 教育委員会が実施すること	10
(3) 学校が実施すること	11
3 いじめの解消	13

第5	重大事態への対処	
1	重大事態の定義	13
2	基本的な姿勢	13
3	報告及び調査	13
	(1) 報告	13
	(2) 調査	14
4	情報の提供	14
5	再調査	14
6	県教育委員会の指導、助言及び援助	14
資 料		
【資料1】	地方いじめ防止基本方針 (法 第12条)	15
【資料2】	いじめ問題対策連絡協議会 (法 第14条)	15
【資料3】	学校の設置者による措置 (法 第24条)	15
【資料4】	公立の学校に係る対処 (法 第30条)	15
【資料5】	いじめ重大事態の定義と設置者又は学校による対処 (法 第28条)	16
【資料6】	学校いじめ防止基本方針 (法 第13条)	16
【資料7】	学校評価における留意事項 (法 第34条)	16
【資料8】	学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 (法 第22条)	16
【資料9】	いじめに対する措置 (法 第23条)	17
【資料10】	児童生徒との懲戒 (学校教育法 第11条)	17
【資料11】	児童生徒の出席停止 (学校教育法 第35条)	17
【資料12】	いじめ解消の定義 (国の「いじめ防止等のための基本的な方針」)	18
参考資料等		19
改定の履歴		19

〈 は じ め に 〉

いじめは決して許されない行為であります。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。また、子どもを取り巻く社会状況や生活環境の著しい変化に伴い、いじめは複雑化・多様化しており、いじめ問題の解決は、学校教育の喫緊の課題となっています。

このような状況下において、国は、いじめを社会総がかりで取り組むべき国民的課題と位置付け、平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）を施行し、いじめの防止に対する学校、家庭及び行政の役割と責任について示しました。同法は、国と学校に「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定することを義務付けており、国は、平成 25 年 10 月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。また、国の基本的な方針を受け、平成 26 年 3 月には、静岡県が「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。

本市では、いじめ問題が、安全・安心な社会をいかにして創るかという、学校を含めた社会全体に係る課題であることを改めて認識し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「焼津市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下、「焼津市基本方針」という。）を平成 27 年 2 月に策定しました。

焼津市立学校においては、この「焼津市基本方針」を基に、学校や地域の実情に応じた「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」（以下、「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定するとともに、全ての児童生徒（本基本方針では、以下「子ども」という。）が毎日安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校や家庭、地域、その他の関係者が連携しながら具体的な取組を行って参りました。

そして、「焼津市基本方針」は、平成 28 年 2 月、平成 31 年 3 月、令和 3 年 4 月と、国や県の基本的な方針等の改定や、本市の状況等を踏まえて、3 度改定を致しました。

そうした中、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和元年度末と 2 年度当初に全校休校、そして、その後も学級閉鎖が続いています。また、三密を避けるため、対人関係を構築する社会性を身に付けるために欠かせない学校行事なども、中止や縮小を余儀なくされています。ウィズ・コロナと言われる中、子どもたちに豊かな情操と道徳心を養い、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力を養うため、これまで以上に、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実が必要となります。そこで、今回は、コロナ禍が続く状況を踏まえるとともに、より実効性を高めるために、本「焼津市基本方針」を改定するとともに、学校が実務を補完するための「焼津市いじめ対応等のガイドライン」も見直しました。

第1 焼津市の生徒指導についての考え方

焼津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、生徒指導上の諸問題における「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向け、子どもの心に寄り添う生徒指導に努め、焼津市教育大綱の基本理念「優しく、強く、愛しい人」の育成を目指します。

1 居場所づくり・絆づくり・心づくり

学級や部活動等の所属集団が、どの子ども安心して落ち着いて生活できる場所となる「居場所づくり」に取り組みます。また、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いに尊重し合える土壌を形成する「絆づくり」に取り組みます。そして、全教育活動を通じた道徳教育や体験活動を充実させ、子ども一人一人の「心づくり」に努めます。

2 組織的な生徒指導体制の構築

日頃から、子どもと保護者、学校、地域が相互に信頼関係の構築に努めます。その上で、生徒指導上の諸問題に対して、一人の教職員でなく学校全体、また家庭・地域・関係機関との連携・協働を強め、相談体制を整えて未然防止や早期対応に組織として取り組みます。

3 未然防止のための計画的な取組

各学校では、自校の子どもの実態を把握し、育てたい子どもの姿を明確にして、全教職員でその実現に向けて教育活動を推進します。そして、その過程における成果や課題を要所で把握し、日々の教育活動について見直しを図ります。生徒指導上の諸問題を未然に防止するために、教育活動全体を通して全教職員で取り組むことを大切にします。

第2 いじめ対応の基本的な考え方

法 第1条（目的）

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

1 基本的な考え方

学校・家庭・地域並びに関係機関が一体となり、いじめ問題への理解を深め、いじめが起こりにくい学校や地域づくりへの取組を、社会総がかりで推進していく必要があります。そのために、教育委員会では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、そして「組織的対応」を柱にして、いじめの防止等のために取り組みます。

2 いじめ対応の基本認識

(1) 未然防止

- ・ 「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうるものである」という認識を持つ。
- ・ 根本的な「いじめ問題」克服のためには、未然防止の観点が重要である。
- ・ 全ての子どもを、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくる。
- ・ 日頃から、子どもと保護者、学校、地域が相互に信頼関係の構築に努める。

(2) 早期発見

- ・ 些細な兆候であっても見逃さず、子どもや保護者の心に寄り添う姿勢を持つ。
- ・ 日頃からの信頼関係の下、定期的な調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等で、子どもや保護者が訴えやすい体制を整える。

(3) 早期対応

- ・ 「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む。
- ・ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することを認識する。
- ・ いじめの情報を得たら、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保した上で、直ちに詳細を確認する。また、いじめを受けた子どもの保護者に把握した事実等を知らせる。
- ・ いじめを行ったとされる子どもに対して、直ちに事情を確認し適切な指導を行う。また、その保護者に把握した事実等を知らせ、解消に向けて共に取り組む。

(4) 組織的対応

- ・ いじめを受けた子どもの立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む。
- ・ 状況が改善又は解決しても、相当の期間継続して組織として見守る体制を整える。

3 いじめの定義

法 第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめを捉える視点

いじめの定義（法 第2条）を基に、以下のような視点でいじめを捉える。

○ いじめに対する考え方

- ・ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものである。
- ・ だれもが被害者にも加害者にもなりうる。

○ 法が定義する「いじめ」

- ・ 個々の行為（けんかやふざけ合いであっても）が、いじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立って行う。
- ・ 例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合にも、法が定義する「いじめ」に該当する。（ただし、このような場合、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対処が可能である。）

- いじめの特性より
 - ・ いじめは、大人には気付きにくい時間や場所で行われることが多く、発見しにくい。
 - ・ いじめには、多様な態様がある。
 - ・ いじめを受けている子どもが、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合があることから、状況等をしっかりと確認する必要がある。
 - ・ いじめは、一過性ではなく反復継続して行われるものである。
- いじめの構造より
 - ・ いじめは、いじめを行っている側といじめを受けている側の二者関係だけで成立するのではなく、観衆や傍観者の存在によって成り立つ。

(2) 具体的ないじめの態様 (例)

- ・ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団で無視をされる。
- ・ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

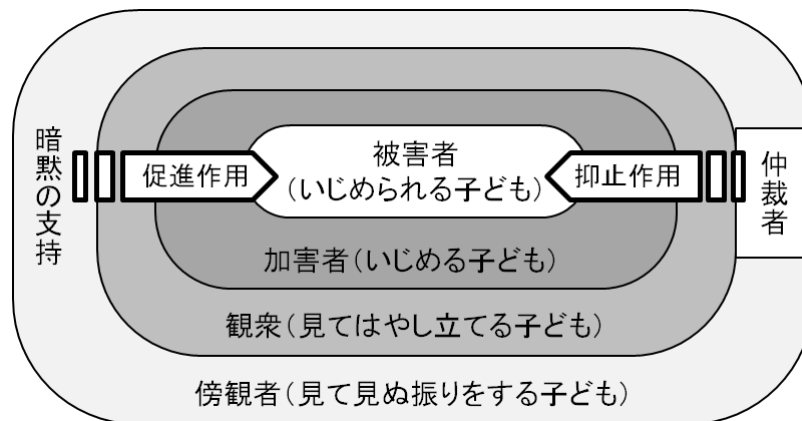


図1 いじめの構造イメージ

第3 基本方針の策定と組織等の設置

1 市及び教育委員会が実施する内容

(1) 焼津市基本方針の策定

- 策定目的と内容
 - ・ 教育委員会は、国や県の基本方針を踏まえ、地域の実情に応じ、焼津市における対策を総合的かつ効果的に推進するために、「焼津市基本方針」を策定します（法第12条）。【資料1】
 - ・ 策定した基本方針の内容については、適宜見直しを行うなど、いじめ防止等の対策を効果的に推進するため、必要な措置を講じます。
- ホームページへの公開
 - ・ 焼津市基本方針及び各校の学校いじめ防止基本方針を、焼津市ホームページで公開し、保護者や地域にも理解を得るよう努めます。

(2) 組織の設置

ア 焼津市いじめ問題対策連絡協議会（以下「市連絡協議会」という。）

教育委員会は、関係機関及び団体との連携を図るため、法の定めにより、「市連絡協議会」を設置します（法第 14 条）。【資料 2】

○ 設置目的と内容

本市のいじめ等の状況やいじめ防止等の対策について、意見交換を行うとともに、効果的な連携の在り方について協議します。

○ 構成員

- ・ 学校、教育委員会（家庭・子ども支援課、同課内青少年教育相談センター）、県中央児童相談所、焼津警察署（生活安全課）、焼津市立総合病院、校長会、こども未来部（子育て支援課、相談センター）、スクールカウンセラー（臨床心理士、以下 SC）、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士、以下 SSW）、民生委員・児童委員、人権擁護委員、PTA 連絡協議会、その他関係者で構成します。
- ・ 各校のいじめ防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ問題対策委員会」という。）との連携を図るため、市連絡協議会へ必要に応じて、各校の委員に参加を求めます。

○ 開催時期と回数

5月、10月、1月を基本とし、年間3回程度とします。

○ 事務局

教育委員会（家庭・子ども支援課）が所管します。

イ 焼津市いじめ問題対策本部（以下「市いじめ対策本部」という。）

教育委員会は、焼津市基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、条例の定めにより、「市いじめ対策本部」を設置します（法第 14 条第 3 項）。【資料 2】

○ 設置目的と内容

- ・ 教育委員会の諮問に応じ、調査研究等、有効な対策を検討します。
- ・ 学校におけるいじめの通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図ります。
- ・ 学校におけるいじめの事案について教育委員会が通報を受け、法第 24 条の規定に基づき、当該組織を活用します。【資料 3】
- ・ 法第 28 条に規定する重大事態に関わる調査を学校の設置者として教育委員会が行う場合には、当該組織を活用します。【資料 5】

○ 構成員

- ・ 弁護士、医師、学識経験者、臨床心理士、社会福祉士、その他関係者で構成します。
- ・ 公平性・中立性確保のため、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図ります。

○ 事務局

教育委員会（家庭・子ども支援課）が所管します。

ウ いじめ調査委員会

いじめ対策本部の調査結果について市長が必要と認めるときは、いじめ調査委員会を設置します（法第 30 条第 2 項）。【資料 4】

○ 設置目的と内容

市長が、重大事態に関わる調査結果の報告を受け、教育委員会が設置した「市いじめ対策本部」で十分な調査が尽くされていないと判断した場合や、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために、さらに詳細な調査の必要があると認めるとき、「市いじめ対策本部」の調査結果について再調査を行います。

- 構成員
公平、中立な調査組織となるよう、弁護士、精神科医、大学教授、臨床心理士、社会福祉士等で構成します。なお、「市いじめ対策本部」の委員とは重複しません。
- 事務局
こども未来部（子育て支援課）が所管します。

2 学校が実施する内容

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「国のいじめ防止基本方針」又は「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」、「焼津市基本方針」を参考にし、学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を定めま
す（法第 13 条）。【資料 6】

- 策定の目的と内容
 - ・ いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、学校の取組を明確にします。
 - ・ 策定に当たり、子どもや PTA、学校運営協議会等の関係団体に意見を求めるなどして、より実効性のある方針になるよう努めます。
 - ・ 策定した基本方針は、焼津市ホームページに掲載し内容が確認できるようにします。
- 未然防止に向けた取組
 - ・ 学校いじめ防止基本方針を、生徒指導の全体計画の中に適切に位置付けます。
 - ・ どの子ども安心して生活できる場所となる「居場所づくり」、全ての子どもが活躍し互いに認め合える土壌を形成する「絆づくり」、子どもの社会性等を構築する「心づくり」に係る取組を盛り込みます。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて取組の改善を図ります（法第 34 条）。【資料 7】
 - ・ 基本方針を焼津市ホームページで公開し、保護者や地域に理解を得るよう努めます。

(2) 学校いじめ問題対策委員会の設置

学校は、いじめ問題に組織的に取り組むために、その中核となる役割を担う常設の組織として、「学校いじめ問題対策委員会」を設置します（法第 22 条）。【資料 8】

- 設置の目的と内容
 - ・ 未然防止の推進など、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や進捗状況の確認、定期的な検証、各取組が計画通りに実施されるよう努めます。
 - ・ いじめ事案発生時（疑いも含む）には、本委員会が報告を受け組織的に対応します。
 - ・ 校長のリーダーシップの下、生徒指導主任・主事等を中心に一致協力体制を確立し、組織として学校の実情に応じた対策を推進します。
- 構成員
 - ・ 学校の管理職、主幹教諭又は教務主任、生徒指導主任・主事、学年主任、養護教諭等が想定されます。
 - ・ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や計画の作成に当たっては、内容によって、子どもの代表、保護者、地域住民などの参加も検討します。
 - ・ いじめ事案発生時は、学級担任、教科担任、部活動顧問等の関係者を加えます。また、重大事態発生時は、必要に応じて教育委員会と連携し、心理・福祉の専門家である SC、SSW、医師、警察官経験者等、外部専門家に参加を求め対応します。

○ 機能

- ・ 教職員の共通理解と意識啓発を図るため、「学校いじめ防止基本方針」の内容やいじめの実態調査の分析結果を教職員に周知します。また、「いじめのサイン発見シート」等チェックリストの活用や研修の充実により、教職員の資質能力の向上を図ります。
- ・ 子どもや保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行います。
- ・ いじめの相談や通報の窓口として、個別面談や相談受領、情報収集を行います。
- ・ いじめの疑いに関わる情報を収集・整理します。
- ・ いじめ事案発生時には、情報の迅速な共有、関係者への事実関係の聴取、指導や支援体制並びに対応方針の決定と保護者との連携など、組織的に対応します。
- ・ 重大事態が起きた場合は、教育委員会と連携して対応し、事案によっては調査組織の母体としての役割を担います。

第4 いじめ防止等のための対策

1 いじめの未然防止

(1) 市及び教育委員会が実施すること

ア 教職員の資質向上

- ・ 教職員に対し、いじめ防止等の対策に関する研修を計画的に実施し、教職員の資質向上を図るとともに、各学校の生徒指導に関わる体制を充実させます。

イ 外部人材への協力依頼

- ・ SCやSSW等の心理、福祉の専門家、心の教室相談員、支援員、教員経験者、スクールサポーター（警察官経験者）等、外部人材へ協力依頼をして連携します。

ウ 調査研究の推進

- ・ 子どもや保護者への適切な指導・助言の在り方や、いじめ防止対策の実施状況についての調査研究及び検証を推進し、その成果の普及に努めます。

エ 啓発活動や支援

- ・ いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関わる相談制度や救済制度について、必要な啓発活動を行います。
- ・ 保護者が自らの責務を踏まえて、子どもへの指導等を適切に行うことができるよう、啓発活動や相談窓口の設置等、家庭を支援します。
- ・ インターネットを通じたいじめを未然に防ぐため、各学校における専門家を講師とした啓発講座の開催を推進します。

オ 学校への支援

- ・ 教職員が子どもと向き合い、いじめ防止にも対応できるよう、教職員の業務負担の軽減等に係る方策に努め学校運営を支援します。
- ・ 学校運営協議会、地域学校協働本部（コミュニティ・スクール）の整備を推進し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを支援します。

(2) 学校が実施すること

ア 居場所づくり

- ・ 教職員は、全ての子どもが、意欲的に授業に参加し、確かな学力を身に付けると共に認められているという実感が持てるよう、授業改善に取り組みます。

- ・教職員は、全ての子どもが安心して落ち着いて生活し、活躍できる場が与えられるよう、組織的・意図的な働きかけに努めます。
- イ 絆づくり
- ・子供たちが、日々の学校生活における授業や行事等で、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いに尊重し合える土壌を形成します。
 - ・日頃から、子どもと保護者、地域との信頼関係の構築に努めます。
- ウ 心づくり
- ・子どもの豊かな情操と道徳心を養い、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育や体験活動の充実を図ります。
 - ・子どもが自らいじめについて考え、議論する活動や、子どもが自主的にいじめ防止に資する活動を行うなど、子ども主体の活動を推進します。
- エ 啓発活動や支援
- ・いじめを防止し、効果的に対処することができるよう、子どもとその保護者に対し、必要な啓発活動を行います。

2 いじめの早期発見・早期対応

(1) 基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提となります。いじめのサインは、いじめを受けている子どもの側からも、いじめを行っている子どもの側からも出ています。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた子どもの立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に判断することが重要です。そこで、深刻な事態を招かないためにも、子どもの心に寄り添い、わずかな変化を手がかりに、積極的にいじめを認知するよう努めます。

(2) 教育委員会が実施すること

ア いじめに関する通報や相談体制の整備

○ 相談窓口

- ・いじめに関する相談窓口（電話相談、面談による相談等）を実施します。

○ 報告・支援・調査

- ・各学校が把握したいじめに関する情報について、定期的に報告を受けるとともに、その情報や学校の対応等を確認し、実態把握に努めます。
- ・学校からいじめの事実の報告を受けた際には、必要に応じて学校に対して支援を行い、若しくは指示し、又は自ら必要な調査を行います（法第24条）。【資料3】

イ 教職員の資質向上

- ・教職員に対し、いじめ防止等の対策に関する研修を計画的に実施し、教職員の資質向上を図るとともに、生徒指導に関わる体制の充実を働きかけます。

ウ 外部人材への協力依頼

- ・SC や SSW、心の教室相談員、支援員、教員経験者、スクールサポーターなどの警察官経験者等、派遣する外部人材へ協力依頼をして連携します。

エ 調査研究の推進

- ・子どもや保護者への適切な指導・助言の在り方や、いじめ防止対策の実施状況についての調査研究及び検証を推進し、その成果の普及に努めます。

オ 啓発活動や支援

- いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関わる相談制度や救済制度について、必要な啓発活動を行います。
- 保護者が自らの責務を踏まえて、子どもへの指導等を適切に行うことができるよう、啓発活動や相談窓口の設置等、家庭を支援します。

カ ネットパトロール

- インターネットを通じたいじめに、早期に対応するため、民間団体と連携してネットパトロールを実施するとともに、ネットパトロール等において問題となる情報を発見した場合には、学校と連携して迅速に対応します。

キ 関係機関等との連携

- 学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体間の連携強化、民間団体への支援等、必要な体制を整備します。

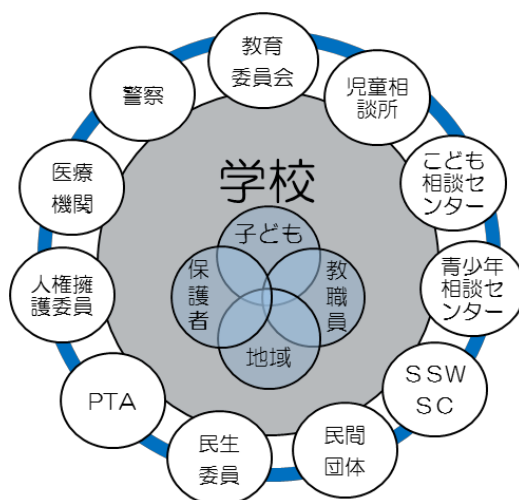


図2 相互作用を促す連携イメージ

(3) 学校が実施すること

ア 情報収集

- 日常的な観察（日記や健康観察等）を基盤に、子どもの些細な変化にも注意を向けることにより、早期発見に努めます。また、本人、保護者、教職員の申し出以外にも、地域や放課後児童クラブなど、関係機関からの情報も収集します。
- いじめの実態調査は、各学期に最低1回は行います。調査には、「いじめの実態の有無（自分及び自分以外）」「いじめの根絶に向けての考え」等の質問を設けます。
- いじめに関わる情報は、6W1Hにより収集し、組織でアセスメントとプランニングを行い、早期に対応します。

イ 相談体制

- 子ども、保護者、教職員に対する相談体制（面談による教育相談等）を実施します。
- 相談体制の整備に当たっては、家庭や地域との連携のもと、いじめを受けた子どもやその他の子どもが安心して学校生活を送ることができるように配慮します。
- 学校の教職員や相談員等、子どもからの相談に応じる者は、子どもからいじめに関わる相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、他校に在籍する子どもであっても、当該校への通報等、適切な措置をとります。

ウ 報告

- 学校がいじめを認知した際は、教育委員会に第一報を入れ、報告・連絡・相談を行います（法第23条2項）。【資料9】
- また、一定の解消が図られるまで、その経過について定期的に報告します。

エ 対応

- いじめの認知は、特定の教職員のみでなく、学校いじめ問題対策委員会で行います。
- いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止するため、複数の教職員で、心理・福祉に関する専門家の協力を得つつ、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもに対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行います。
- 教職員が指導を行うに当たっては、いじめを受けた子どもの保護者といじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に関わる情報について、これらの保護者と共有を図ります。
- 校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときには、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、子どもに懲戒を加えることを検討します。【資料10】
- いじめを行った子どもの保護者に対して、学校教育法第35条第1項（同法第49条において運用する場合を含む。）の規定に基づき、出席停止を命ずる等、いじめを受けた子どもやその他の子どもが安心して教育を受けられるようにします。【資料11】

オ 関係機関等との連携

- 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。特に、子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます（法第23条第6項）。【資料9】

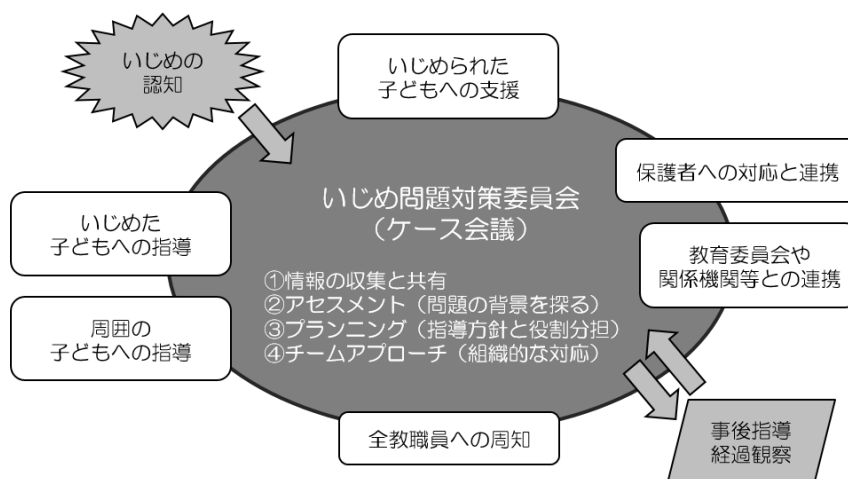


図3 いじめ発見後の対応モデル

3 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。【資料12】

- ① いじめに係る行為が、少なくとも3か月間は止んでいること
- ② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第5 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」及び「焼津市いじめ対応等のガイドライン（平成31年3月焼津市教育委員会）」を踏まえ、適切に対処します。

1 重大事態の定義

重大事態とは、次のような場合を言います（法第28条）。【資料5】

- ① 子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 例えば、「子どもが自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定されます。
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。子どもが一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識します。

2 基本的な姿勢

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たります。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとの判断はしません。

- ・ 教育委員会及び学校は、いじめを受けた子どもやその保護者の抱く「事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、対応に当たります。
- ・ 重大事態の調査の目的は、いじめの事実の全容解明、深刻な事態への救済及び同種の事案の再発防止が目的であり、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応ではありません。

3 報告及び調査

(1) 報告

- ・ 重大事態を認知した場合は、学校は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

(2) 調査

- 教育委員会は、速やかに教育委員会又は学校の下に調査組織を設けます。
- 調査組織については、公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実認定を行うことができるよう構成し、調査を実施します。
- 学校の下に組織を設ける場合には、教育委員会は、既存の学校いじめ問題対策委員会に、心理・福祉の専門家である SC、SSW、医師、警察官経験者等、外部専門家等を加えることを検討します。
- 重大事態に至るいじめ行為が、「いつ」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「子どもの人間関係にどのような問題があったか」「学校の教職員がどのように対応したか」などの事実関係を、可能な限り明確にします。
- 教育委員会は、市長に調査結果を報告します。
- 教育委員会及び学校は、調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

4 情報の提供

- 教育委員会又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を提供します。
- 教育委員会又は学校は、いじめを行った子ども及びその保護者に対して、いじめを受けた子どもとその保護者に「加害者側への情報提供に係る方針」を説明し確認した後、事実関係などについて説明します。

5 再調査

- 報告を受けた市長は、教育委員会等が実施した調査について、十分な調査が尽くされていないと判断し、再調査の必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行います（法第 30 条第 2 項）。【資料 4】
- 再調査を実施した場合、市長は、その結果を議会に報告します。（法第 30 条第 3 項）。【資料 5】
- 議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保します。
- 市長は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、再調査の結果を提供します。
- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

6 県教育委員会の指導、助言及び援助

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定によるほか、重大事態への対処に関する事務の適正な処理を図るため、必要がある場合には、市教育委員会は、県教育委員会に対して、指導、助言及び援助を要請します。

< 資 料 >

【資料 1】 地方いじめ防止基本方針 (P6)

法第 12 条

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

【資料 2】 いじめ問題対策連絡協議会 (P7)

法第 14 条

地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前第 2 項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

【資料 3】 学校の設置者による措置 (P7、P10)

法第 24 条

学校の設置者は、前条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その措置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

【資料 4】 公立の学校に係る対処 (P7、P14)

法第 30 条

地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

【資料5】いじめ重大事態の定義と設置者又は学校による対処（P7、P13）

法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【資料6】学校いじめ防止基本方針（P8）

法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【資料7】学校評価における留意事項（P8）

法第34条

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

【資料8】学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（P8）

法第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等に対策のための組織を置くものとする。

【資料9】いじめに対する措置 (P12)

法第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置を取るものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他該当学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

【資料10】児童、生徒等の懲戒 (P12)

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

【資料11】児童生徒の出席停止 (P12)

学校教育法第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

1. 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 2. 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 3. 施設又は設備を損壊する行為
 4. 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
 - 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
 - 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

【資料12】いじめ解消の定義（P13）

「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣通知 P30

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

＜ 参 考 資 料 等 ＞

- いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）
- いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）
- 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（平成 26 年静岡県・静岡県教育委員会）
- 静岡県いじめ対応マニュアル（平成 25 年静岡県・市町教育委員会代表者会）
- 兵庫県いじめ対応マニュアル（平成 25 年兵庫県教育委員会）
- いじめとは何か 教室の問題、社会の問題（平成 22 年 森田洋司 中公新書）
- 生徒指導提要（平成 22 年 文部科学省）
- 生徒指導リーフシリーズ（平成 24 年、25 年 国立教育政策研究所）
- 生徒指導リーフ 増刊号 いじめのない学校づくり 「学校いじめ防止基本方針」策定 Q & A Leaves.1（平成 25 年 国立教育政策研究所）
- 生徒指導リーフ 増刊号 いじめのない学校づくり 2 サイクルで進める生徒指導：点検と見直し Leaves.2（平成 25 年 国立教育政策研究所発行）
- 生徒指導支援資料（平成 21 年、22 年、23 年、25 年 国立教育政策研究所）
- 静岡県人権教育の手引き 指導の在り方と人権学習（平成 23 年 静岡県教育委員会）
- 静岡県人権教育の手引き 様々な人権問題と人権学習（平成 24 年 静岡県教育委員会）
- 静岡県人権教育の手引き 子どもたちの笑顔のために一人権が尊重される学校づくりを目指してー（平成 25 年 静岡県教育委員会）
- 静岡県のケータイ・スマホルール（平成 25 年 静岡県教育委員会）
- 地域の青少年声掛け運動のしおり（平成 24 年 静岡県）
- いじめのサイン発見シート（政府広報オンライン www.gov-online.go.jp）
- いじめの発見・解決・防止をめざして 小さなサインが見えますか（平成 21 年 愛知県教育委員会）
- いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日 文部科学大臣決定）
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 文部科学省）
- 不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月 文部科学省初等中等教育局）
- 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（平成 30 年 3 月改定 静岡県・静岡県教育委員会）

＜ 改 定 の 履 歴 ＞

	改定年月日	改定内容
1	平成 27 年 2 月 13 日	焼津市いじめ防止等のための基本的な方針策定
2	平成 28 年 2 月 15 日	「いじめのサイン発見シート」の追加
3	平成 31 年 3 月 31 日	いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)といじめの重大事態の調査に関するガイドラインを受けての改正
4	令和 3 年 4 月 1 日	教育委員会に家庭・子ども支援課が設置されたことに伴う改定
5	令和 4 年 4 月 1 日	コロナ禍を踏まえ、より実効性を高めるための改正